

令和3年4月8日

保護者の皆様

四国中央市教育委員会
教育長 東 誠

学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する対応について

日が柔らかく春の季節となりました。保護者の皆様には、日頃より、感染症予防に努めていただくとともに、学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

国内でのワクチン接種が始まったところではありますが、昨年度の4月と比較しても新型コロナウイルスの感染状況は良くなっているとは言えず、未だ感染拡大が懸念される所です。そのような中、新年度を迎えるにあたり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応についてご確認いただき、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

なお、感染症による臨時休業の措置については、感染拡大防止のための囲い込みの措置や、「学びの保障」の観点から、概ね3日程度としております。学校においては、一層の危機感を持って新型コロナウイルス感染症対策に努め、新しい生活様式に沿った教育活動を継続してまいります。

記

1 感染防止対策の継続について

- 毎日の検温など体調管理を徹底し、咳やのどの痛みなど何らかの症状がある場合には、速やかにかかりつけ医への電話相談、受診をするとともに、無理をせずに登校を控えてください（欠席ではなく出席停止扱いとなります）。
- マスクの着用、手洗いなど、日常の感染予防対策の徹底をお願いします。
- 保護者(学校関係者)が会食等で感染し、児童生徒が濃厚接触者になる事例が県内でも増加していることから、保護者の皆様も、マスクの着用、手洗い等の日常の感染予防対策はもとより、不要不急の外出をしないことや、日常的な接触のない、久しぶりに会う人との会食は避けるなどの感染回避行動の継続をお願いします。

2 PCR 検査等の情報提供について

体調不良による病院受診において、抗原検査やPCR検査を受けたという例も増えています。学校での感染防止のための最善の対策のために、早い情報がとても重要です。そのため、保護者の皆様には、児童生徒や家族の方が濃厚接触者となったり、PCR検査や抗原検査を受けたりしたときには、学校長又は教頭への情報提供をお願いします。なお、プライバシーには最大の配慮を払い、管理職が情報の取扱いを行います。

3 感染者や濃厚接触者の取扱いについて

児童生徒に感染者が判明した場合又は濃厚接触者に特定された場合は、関係児童生徒に対しては、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。濃厚接触者に出席停止の措置を取る場合については、感染者と接触した翌日から起算して14日間の出席停止を原則とします。児童生徒の家族が濃厚接触者と特定された場合も、関係部局の指示により、児童生徒の自宅待機をお願いすることがあります。

4 感染症に係る学校の臨時休業について

本市の小中学校で学校関係者に感染者が出た場合、当面3日間、当該の小中学校を臨時休業とします。その後、市新型コロナウイルス感染症対策本部や保健所の指示のもと、関係機関と連携しながら情報の整理を行い、臨時休業の延長や、一部解除等、その後の必要な措置を取ることとします。

但し、感染確認の時点で囲込みができていない場合には、休業を行わない、或いは、関係する当該学校の一部を休業とすることとします。

※ 国や県の方針により、緊急事態宣言等が発出された場合など、関係部局の指示により、市内全ての小中学校を臨時休業とすることもあります。

5 感染症に係る差別の未然防止の取組について

新型コロナウイルスに対する不安が広がる中、本県では差別的なビラの配布に対する逮捕事案も起きました。感染者、濃厚接触者とその家族、対策や治療にあたる医療従事者とその家族、外国から帰国された方などに対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。

四国中央市教育委員会では、昨年度当初から、シトラスリボン運動に全ての小中学校が取り組み、感染症に係る差別の未然防止に向け人権・同和教育を推進してきたところです。

新型コロナウイルスは誰でも感染する可能性があり、感染した本人に罪があるわけではありません。偏見や差別、いじめなど、いわれなき人権侵害の発生を防ぐために、一人一人の子ども・保護者・教職員の人権が大切にされる学校づくりに引き続き取り組んでまいります。ご協力をお願いします

※ 本対応については、国、県の方針や感染状況により今後変更する場合があります。